

はじめに

会社には、仕入れ・生産・販売・管理・研究といろいろの働きが有り、この働きは最終的には、決算書（貸借対照表・損益計算書）という形で表されます。

そして、決算書は勘定科目と数字から成り立っています。つまり、会社の働きは、勘定科目と数字によって初めて目に見えるものです。

この特別資料では、会社の経営者や経理を担当する方が日常の仕事に使う営業経費を中心に「この経費はどのような科目で処理するのか」「どの程度の金額まで認めてもらえるのか」「会社にとって有利な処理方法とは」など実務的に知りたい時に必要な個所を読んでいただき、少しでも経理処理に役立てていただきたいと思えます。

また、日常の商取引で発生する諸経費について、科目の設定と仕訳の方法（例題を設けて）を説明してございますので、より一層解りやすくしてございます。

も く じ

損益計算書の勘定科目・・・P 1

家事関連費の基礎知識・・・P 2

個人事業者の必要経費に計上できる家事関連費・・・P 3

営業経費の内訳

1. 役員報酬	・・・	P 4
2. 給与手当	・・・	P 5
3. 賞与手当	・・・	P 6
4. 外注工賃	・・・	P 7
5. 退職金	・・・	P 8
6. 法定福利費	・・・	P 9
7. 福利厚生費	・・・	P10
8. 旅費交通費	・・・	P11
9. 通信費	・・・	P12
10. 販売促進費	・・・	P13
11. 荷造運賃	・・・	P14
12. 広告宣伝費	・・・	P15
13. 交際費	・・・	P16
14. 会議費	・・・	P17
15. 車両費	・・・	P18
16. 水道光熱費	・・・	P19
17. 消耗品費	・・・	P20
18. 租税公課	・・・	P21
19. 新聞図書費	・・・	P22
20. 地代家賃	・・・	P23
21. 支払手数料	・・・	P24
22. 諸会費	・・・	P25
23. 賃借料	・・・	P26
24. 保険料	・・・	P27
25. 修繕費	・・・	P28
26. 事務用品費	・・・	P29
27. 研修費	・・・	P30
28. 寄付金	・・・	P31
29. 研究開発費	・・・	P32
30. 減価償却費	・・・	P33
31. 貸倒損失	・・・	P34
32. 雑費	・・・	P35
33. リース料	・・・	P36

営業外収益・営業外費用の内訳

34. 受取利息	・・・	P39
35. 受取配当	・・・	P40
36. 有価証券売却益	・・・	P41
37. 為替差益	・・・	P42
38. 雑収入	・・・	P43
39. 支払利息割引料	・・・	P44
40. 為替差損	・・・	P45
41. 有価証券売却損	・・・	P46
42. 雑損失	・・・	P47
43. 固定資産売却益	・・・	P48
44. 債務免除益	・・・	P49
45. 受贈益	・・・	P50
46. 前期損益修正益	・・・	P51
47. 固定資産売却損	・・・	P52
48. 固定資産除却損	・・・	P53
49. 前期損益修正損	・・・	P54
50. 法人税・住民税及び事業税	・・・	P55

複式簿記のしくみ

－貸借の由来－

複式簿記と借方／貸方

商売を営み、事業を行ううえで、すべての商取引と財産の動きを正確に捉えておかなければなりません。

たとえば、商売の為に商品を100万円仕入れたとします。このとき、現金100万円という財産は減少します。しかし、商品100万円という財産は増加します。

つまり、**商品仕入れという一つの取引で、二つの財産に変化がおきる**のです。

ここで、一つの取引を、二つの側面に分解して記録することが必要となってきます。そこで生み出されたのが、**複式簿記**と呼ばれる手法です。

複式簿記の特徴は、誰でもが簡単に商取引の記録ができ、これを元に利益や財産の増減を計算できるようになっている点にあります。

「仕訳」→「元帳に転記」→「試算表の作成」→「決算」

こうした記帳手順に沿って記録すれば、最終的には**決算書(貸借対照表・損益計算書)**が完成するわけです。

そして、複式簿記で作成された貸借対照表を見てみると、左側には**現金や預金など「借方科目」**が並んでいます。

この**現金・受取手形・売掛金などを、会計用語で「勘定科目」**といいます。

しかし、良く見ると「貸方」なのに借入金に記載されたりしています。

「借方」には売掛金が] 記載されてもいます。「貸方なのに借入金、借方なのに売掛金? 表示欄が逆転しているのでは?」と、混乱してしまう人も多いようです。

しかし、実は「借方」「貸方」には借りるとか貸すとかいう意味ではありません。まずは、左側と右側の単なる名称だと覚えておいていただければいいでしょう。

損益計算書の勘定科目

■販売費及び一般管理費の基礎知識

株式会社（合同会社・有限会社等含む）で使われる販売費及び一般管理費について考えてみます。（個人事業者の場合は経費となります）

販売費及び一般管理費の内容費用科目は、各会社ごとに異なり、必ずしも同一のものではありませんが、一般的には次のような3つの科目構成になります。

（1）人件費

会社が販売・管理活動に携わる社員等に労働の対価として支払う費用のこと。

役員報酬・退職金・従業員給与手当・賞与手当・法定福利費・通勤費・福利厚生費などの総称です。

（2）販売費

販売手数料や広告宣伝費のように、商品・製品・サービスをお客様に販売（提供）し、売上を要するために直接的にかかった費用です。

（3）その他の諸費用

売上を要するために間接的にかかった費用や会社を運営していく上でかかった費用の内訳です。例えば、接待交際費がありますが、これは取引先との関係を円滑にするために要した費用であり、会社の経理上は経費とします。

しかし、税法では会社の資本金の規模により損金に算入できる限度額が決められており、その限度額を超える分については、損金として認められておりません。

販売費及び一般管理費の内訳科目

人件費 販売活動や管理活動に携わる社員等の人件費

- 役員報酬 ●役員退職金 ●従業員給与手当 ●従業員賞与手当
- 従業員退職金 ●法定福利費 ●通勤費 ●福利厚生費

販売費 売上を実現するために直接かかった費用

- 販売手数料 ●荷造費 ●運搬費 ●広告宣伝費 ●見本費
- 運搬費 ●保管料 他

その他の諸費用

- 旅費交通費 ●通信費 ●水道光熱費 ●消耗品費 ●租税公課
- 修繕費 ●減価償却費 ●接待交際費 ●保険料 ●雑費 他

※交際費の損金算入限度額 資本金1億円以上⇒年額0円（全額ダメ）

資本金1億円以下⇒年額800万円（全額）

平成25年度税制改正

（最新情報は「税務」にて掲載いたします）

家事関連費の基礎知識

— 個人事業者の必要経費 —

青色申告の特典

個人事業者が青色申告を選択した場合、家事関連費用が必要経費として認められるという有利な特典があります。

例えば、自由業で、自宅の一部を事務所として使っていたり、小売業を営み、自宅と店舗を兼用している場合や、自家製パン屋さんのように自宅と工場を兼用している場合は、水道光熱費（水道料金・電気料金・ガス料金など）や通信費（電話代など）及び家賃などの支出が家計費なのか事業のために支出した経費なのか、その区分がはっきりしない場合があります。

また、接待費や交際費、寄付金などの家事上（家計）の経費に関する支出のうち、事業を遂行する上で必要であった経費も多々あるでしょう。

これらの費用は「家事関連費」といい、そのどこまでが事業における必要経費として認められるかによって、税負担が大きく変わってきます。もちろん、経費として認められる金額が多ければ、それだけ課税所得額が少なくなる訳で節税につながります。

所得税法による青色申告では、「その経費が事業の遂行上必要であり、かつ、その必要経費である部分が明らかに区分できる場合はその部分が必要経費」として認められています。

また、取引の記録などに基づき、収入を得るために必要であったことが証明できる部分の金額も必要経費として認められています。

青色申告者になるには

青色申告をはじめめる人は、税務署に「青色申告承認申請」の用紙がありますので、これに必要な事項を記入して提出いたします。

ただ、青色申告の申請には期限があり、青色申告の開始をしたい年の3月15日までに管轄の税務署へ提出する必要がありますが、年の途中で事業をはじめた場合は、開業の日から2ヶ月以内に申請書を提出すればよいことになっております。

(※詳しいことは、当研究会発行の**特別資料・青色申告のすべて**を参照)

個人事業者の必要経費に計上できる家事関連費

	住宅兼店舗・工場など	水道光熱費・通信費など	その他家事関連費用
	地代・家賃（※） 減価償却費（※） 固定資産税（※） 都市計画税 火災・地震保険料 修繕費 金融費用（利息等）	水道料金 電気料金 ガス料金 電話料金 O A機器等の リース料金他	① 業務に直接必要であった割合が区分しにくい場合、例えば家事と併用で使っている場合の車両費（ガソリン代）、保険料等 ② 支払った経費の一部に業務上の部分が含まれている場合
	※生計を共にしている家族に支払った地代・家賃は必要経費として認められませんが、家族から借りている建物等の減価償却費や固定資産税は必要経費になる		
青色申告	業務用と住宅用の面積の割合及び使用度によって按分する。 計算例 家賃：300千円 事業割合 $\frac{\text{事業用面積} 10 \text{ 坪}}{\text{自宅総面積} 50 \text{ 坪}} = 20\%$ 必要経費 $300 \text{ 千円} \times 20\% = 60 \text{ 千円}$	業務用と住宅用の使用時間あるいは使用頻度によって按分する。 計算例 水道光熱費：200千円 事業割合 $\frac{\text{事業用時間} 8 \text{ 時間}}{\text{総使用時間} 16 \text{ 時間}} = 50\%$ 必要経費 $200 \text{ 千円} \times 50\% = 100 \text{ 千円}$	帳簿等取引記録によって、業務上の必要性と金額が明らかでない場合にはすべて必要経費になる。
白色申告	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 業務上の経費として明らかに区分できる費用以外は必要経費として認められない。 ◆ 必要経費として認められる支出の50%超が業務用となる。 		

1 役員報酬

役員報酬とは

取締役、監査役等の役員に対し、一定の支給基準により支払った報酬額を計上する科目です。使用人兼務役員の場合は、役員としての報酬分と使用人としての給与手当分では税法上での取り扱いが異なります。

仕訳例として

- ① 今月分の役員報酬300万円から源泉所得税等の預り金（源泉所得税30万円）、住民税20万円、社会保険本人負担20万円）を差し引き普通預金から支給した。

【借方】	役員報酬	3,000,000	【貸方】	普通預金	2,300,000
				所得税預り金	300,000
				住民税預り金	200,000
				社会保険料預り金	200,000

- ② 使用人兼務役員である取締役部長への給与80万円（役員報酬分20万円、給与手当60万円）から源泉所得税等の預り金（源泉所得税15万円、住民税8万円、社会保険料本人負担7万円）を差し引き普通預金から支給した。

【借方】	役員報酬	200,000	【貸方】	普通預金	500,000
	給与手当	600,000		所得税預り金	150,000
				住民税預り金	80,000
				社会保険料預り金	70,000

アドバイス

- 役員報酬とは、名義の何たるかを問わず役員に対する給与であり、賞与及び退職金以外のものをいい、債務の免除による利益、その他の経済的な利益も含まれます。賞与または退職金はいずれも臨時的に支給される給与であり、役員報酬は定期的に支給され、おおむね定額である。
- 法人が役員に対して月俸、年俸などの固定給のほかに歩合給、能率給を支給している場合、その法人の使用人に対しても同様の制度を採用し、その支給基準と同一の基準で支給しているものは報酬となります。
- 役員に対する超過勤務手当は報酬とみなされません。ただし、使用人兼務役員に対するものは、法人が使用人に対しても超過勤務手当を支給している場合、その支給基準と同一基準で支給しているものは報酬に含めます。

報酬と認められる経済的利益

■毎月支給する現物給与 ■毎月おおむね一定の金額で行われる資産の低額譲渡による時価との差額 ■地代・家賃等の無償または低廉貸付による時価との差額…

2 給与手当（賃金手当）

給料手当とは

社員（従業員）に支払った給与・賃金・各種手当を計上する科目です。金銭以外の現物支給品や制服、賄の食事なども支給額に含めます。

※個人事業者の場合は、専従者給与を除きます。

仕訳例として

① 従業員に今月分給料を次のように支給した。給与総額210万円、源泉所得税10万円、住民税8万円、社会保険料本人負担分24万円。

【借方】	役員報酬	2,100,000	【貸方】	現金	1,680,000
				所得税預り金	100,000
				住民税預り金	80,000
				社会保険料預り金	240,000

② 海外出張した社員に出張手当10万円を現金で支給した。

【借方】	給料手当	100,000	【貸方】	現金	100,000
------	------	---------	------	----	---------

主な摘要（取引内容・項目）

従業員の給与支払・出張手当・通勤手当・使用人兼役員の使用人給与・歩合による給与・出向者への給与支払・現物給与・住宅手当・残業手当・時間外手当

※商品・製品などの現物支給も給与手当となり、所得税をはじめとした源泉徴収の対象額となりますので、要注意しましょう。

アドバイス

1. 使用人に対する給料、手当は通常損金に算入されます。
2. 使用人に対する賞与も損金経理により損金に算入しておけば問題ありませんが、これを利益処分（利益積立金を含む）で支給する場合は損金算入されません。
3. 賞与引当金
 - ① 法人が使用人（兼務役員を含む）に対して支給する賞与に充てるため、損金経理により処理したときは損金算入を認めてもらえます。ただし、計算方法については、暦年制計算方式・賞与支給対象期間方式とがあります。
 - ② 未払賞与については、期末までに債務が確定しているものは認められますが、期末において単なる引当をしても、この賞与未払金は債務が確定しているとはいえないので否認されます。
4. 外国人労働者に給与を支払う場合は、その外国人が税務上の居住者である場合は、通常の源泉徴収を行い、非居住者の場合は、国内源泉所得としての給与の場合、一律20%の税率で源泉徴収を行う。

3 賞与手当

賞与手当とは

夏期や冬期、決算期などに定期的又は臨時的に支給される一時金（ボーナス）を計上する科目です。

仕訳例として

- ① 従業員に、夏期賞与を次のように支給した。賞与総額100万円、源泉所得税5万円、住民税3万円、社会保険料本人負担分10万円。

【借方】	役員報酬	1,000,000	【貸方】	現金	820,000
				所得税預り金	50,000
				住民税預り金	30,000
				社会保険料預り金	100,000

- ② 使用人兼務役員である取締役部長へ使用人分の夏期賞与100万円を従業員と同時期に、次のように普通預金から支給した。源泉所得税20万円、住民税10万円、社会保険料本人負担分12万円。

【借方】	役員報酬	1,000,000	【貸方】	現金	580,000
				所得税預り金	200,000
				住民税預り金	100,000
				社会保険料預り金	120,000

主な摘要（取引内容・項目）

従業員へのボーナス（賞与）支給・決算賞与支給・年末賞与・特別賞与・使用人兼務役員の使用人分の賞与など

アドバイス

1. 税法上、役員への賞与（ボーナス）は、役員賞与となり損金にはなりません。
これは全額利益処分額として扱われますが、使用人兼務役員への賞与は、従業員と同時に支給し、使用人分として適正額であれば賞与手当として認められ、損金扱いになります。
2. 役員報酬等の節税処理の方法と注意点
役員に対するボーナスはダメとなると、役員報酬として取り込んだ方が良い事になりますが、これは、定款で支給する範囲を定めるか又は株主総会で決議するかという事になりますが、一般的には株主総会で決議し、総支給額のワクを定めて具体的な支給方法は、取締役会にゆだねるのが一般的です。また、年の途中で営業利益等を考えて増額した場合も役員に対する賞与とみなされます。

4 外注工賃 (雑給)

雑給・外注工賃とは

臨時的に雇用する人件費（パート・アルバイト及び嘱託社員）などに支払う給与・賃金・手当等と区分して計上するための科目です。

パート・アルバイトに支給する給与等に関しては、社会保険料等の本人負担についての預り金が正社員と異なりますので、区分計上するとよいでしょう。

仕訳例として

- ① パート従業員に、今月分のパート賃金を次のように支給した。総額50万円、源泉所得税5万円。

【借方】	外注工賃	500,000	【貸方】	現金	450,000
				所得税預り金	50,000

- ② アルバイト3人に10日分のバイト料を次のように支給した。総額30万円、源泉所得税3万円。

【借方】	外注工賃	300,000	【貸方】	現金	270,000
				所得税預り金	30,000

主な摘要（取引内容・項目）

アルバイト賃金・パート社員への賃金・契約社員の給与支払・嘱託社員への給与・臨時社員への給与など

アドバイス

パート主婦を雇用する場合、非課税でかつ、配偶者控除が受けられる範囲は、年間の給与収入金額が103万円（他に所得がない場合）までです。

パートの給与所得の金額は、次の算式で求めますが、給与所得控除の最低金額は65万円とされています。

$$\text{給与所得} = \text{その年の給与所得} - \text{給与所得控除額（最低65万円）}$$

また、所得税の対象となる課税所得は給与所得から基礎控除や配偶者控除等の各種控除を差し引いて求めますが、どんな場合でも基礎控除の38万円は最低差し引かれます。

$$\text{課税所得} = \text{給与所得} - \text{基礎控除や配偶者控除等の各種控除（最低38万円）}$$

つまり、給与所得者はその年の給与収入金額が103万円（65万円+38万円）までであれば、所得税は課税されないということになります。

5 退職金

退職金とは

従業員（社員）及び役員が退職した際に支払った退職金額を計上する科目です。

仕訳例として

- ① 中途退職した社員に退職金を現金で次のように支給した。退職金800万円、源泉所得税20万円。

【借方】	退職金	8,000,000	【貸方】	現金	7,800,000
				所得税預り金	200,000

- ② 定年退職した社員に退職金を普通預金で次のように支給した。退職金1,200万円、源泉所得税60万円。

【借方】	退職金	12,000,000	【貸方】	普通預金	11,400,000
				所得税預り金	600,000

- ③ 株主総会で退職する役員に対する退職金2,000万円の支給が決議されたが、この時点で退職金は支給されていない。

【借方】	退職金	20,000,000	【貸方】	未払金	20,000,000
-------------	-----	------------	-------------	-----	------------

主な摘要（取引内容・項目）

従業員の退職金・中途退職者への退職金・役員の退職金（退職慰労金）・退職年金・適格退職年金など

アドバイス

1. 税法上、従業員の退職金は、その事業年度の損金（費用）になりますが、役員への退職金は、原則として株主総会の決議により退職金額を確定した日の属する事業年度に損金処理されます。
2. 退職金を資金繰りの都合で分割して支給する場合、退職手当の総額に対する源泉所得税額を求め、その税額を分割支払額に按分して源泉徴収する。
3. 従業員が交通事故等で死亡し、死亡退職金を遺族に支給する時は、死亡による退職金からは所得税の源泉徴収はいたしません。

退職所得とは、退職手当、一時恩給その他の退職により一時に支払いを受ける一切の給与を言いますが、会社が退職手当等を支給する場合には、原則は所得税の源泉徴収をしなければなりません。死亡により退職者の遺族が受ける退職手当等については、所得税が課税されない事になっております。

6 法定福利費

法定福利費とは

個人事業者や法人が従業員のために負担する健康保険・厚生年金といった法定の**社会保険料・雇用保険・労災保険**などの保険料を計上する科目です。

仕訳例として

- ① 健康保険料と厚生年金保険料の合計額100万円を現金で納付した。

本人負担分は50万円である。

【借方】	法定福利費	500,000	【貸方】	現金	1,000,000
	社会保険料預り金	500,000			

- ② 雇用保険と労災保険の概算保険料64万円を現金で納付した。

本人負担分は8万円である。

【借方】	法定福利費	560,000	【貸方】	現金	640,000
	立替金	80,000			

おもな摘要（取引内容・項目）

雇用保険料、社会保険料事業主負担分、介護保険料、健康保険料の事業主負担分、厚生年金保険料事業主負担分、児童手当拠出金、身体障害者雇用給付金、法定補償金、労災保険金、労働保険料事業主負担分

アドバイス

1. 法定福利費感情を設けずに、福利厚生費勘定一本で処理してもかまいません。
2. 雇用保険料や労災保険などの概算保険料の本人負担分は立替金で処理しておきます。
また、確定時の概算保険料との過不足額は申告日が納付日の属する事業年度で処理します。
3. 事業主が半額を超えて負担した場合は、従業員に対する給与となりますので、要注意して下さい。
4. 健康保険と厚生年金保険の加入については、平成元年の法令改正によりすべての会社に義務付けられています。また、労働災害補償保険や雇用保険と違い、経営者である社長さんも加入できます。
5. 労働保険は労働者のための保険ですから、原則として社長さんは加入できません。また、職種によっては事故や災害に社長さんが巻き込まれる可能性が大のものがああります。そこで、労働災害補償保険に限り、職種と会社の規模によっては、社長さんも加入を許される場合があります。

7 福利厚生費

福利厚生とは

従業員や役員の福利厚生面に関して負担する費用及び従業員の慰安のための費用（旅行については4泊5日以内で従業員の半数が参加）を計上する科目です。

現物支給として課税対象になるものがあるので要注意してください。

仕訳例として

- ① 従業員が全員参加する1泊2日の慰安旅行を実施しました。旅行会社に対して63万円（税込）の費用が未払になっている。

【借方】 福利厚生費	630,000	【貸方】 未払金	630,000
------------	---------	----------	---------

- ② 従業員のためにお茶とお菓子21,000円（税込）を現金で購入した。

【借方】 福利厚生費	21,000	【貸方】 現金	21,000
------------	--------	---------	--------

おもな摘要（取引内容・項目）

弁当代（残業等）・忘年会（新年会）の費用・お茶・お菓子代・教育訓練費・共済制度の掛け金・慶弔見舞金（社内）・結婚祝い金（社内）・出産祝い・健康診断の費用・研修費・香典（社内）・資格取得費用・社員寮（社宅）の諸経費・社員旅行の費用・食事の支給賄費用・制服の購入費・ユニフォーム（貸与）製作費・労働保険料事業主負担分・備付医薬品・災害予備備品・運動会・文化祭・野遊会・観桜会等に対する補助金

アドバイス

1. レクリエーション費用の取扱い

会社が従業員のレクリエーションのために、一般的に行われていると認められる会食・旅行・演芸会・運動会等の行事の費用を負担する場合は、その行事に参加した従業員が受ける経済的利益については課税しないこととされています。

ただし、その会食・旅行・演芸会・運動会等に参加しなかった従業員に対し、その参加に代えて金銭を支給するような場合は、金銭相当額の給与があったものとして課税がなされます。

また、役員だけを対象としたこれらの行事の費用を負担した場合は、その参加役員に対し、負担相当額に課税されます。

2. 慰安旅行の取扱い（非課税の条件）

- ◆ その旅行に要する期間が4泊5日（海外の場合、目的地における滞在日数による）以内であること
- ◆ その旅行に参加する従業員の半数以上であること。
- ◆ その旅行によって従業員の受ける経済的な利益があまりに多額でないこと。

8 旅費交通費

旅費交通費とは

営業の為や出張などでの事業活動にかかった電車賃・タクシー代・新幹線料金・航空運賃などの交通費と、出張のための宿泊費などを計上する科目です。

仕訳例として

- ① 営業マンが仮払金5万円を次の通り精算した。交通費4万円(税込)・宿泊費1万円(税込)。

【借方】	旅費交通費	50,000	【貸方】	仮払金	50,000
------	-------	--------	------	-----	--------

- ② 役員の出張のために新幹線の往復切符2万円(税込)を現金で購入した。

【借方】	旅費交通費	20,000	【貸方】	現金	20,000
------	-------	--------	------	----	--------

おもな摘要(取引内容・項目)

電車、バス等の定期券(回数券)・出張費・航空運賃・宿泊料・出張先の食費代・船舶運賃・駐車料金・有料道路(高速道路)の利用料金・パスポート交付手数料・ハイヤー、タクシー代・転勤のための旅費…

アドバイス

1. 電車賃のように領収書のとれないものは、交通費精算書・出張精算書などを作成し、記録を残しておく必要があります。
2. 出張業務の多い会社は、旅費規定を作成された方が良いです。
3. 通勤費の非課税範囲(金額)
 - ◆ その人の通勤のための運賃・時間・距離・などの事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤経路及び方法による運賃(料金)の額(1ヶ月当りの金額が10万円を超えるときは、10万円を限度とします)
 - ◆ 通勤のため自動車・自動車等の利用者に対する通勤手当の非課税金額
 - 通勤距離が片道55キロメートル以上の場合 → 31,600円(運賃相当額が31,600円を超える場合には、その相当額、1ヶ月10万円を限度)
 - 通勤距離が片道45～55キロ未満の場合 → 28,000円
 - 通勤距離が片道35～45キロ未満の場合 → 24,400円
 - 通勤距離が片道25～35キロ未満の場合 → 18,700円
 - 通勤距離が片道15～25キロ未満の場合 → 12,900円
 - 通勤距離が片道10～15キロ未満の場合 → 7,100円
 - 通勤距離が片道2～10キロ未満の場合 → 4,200円
 - 通勤距離が片道2キロメートル未満の場合 → 全額が課税
4. 新幹線利用での通勤も基本的には認められますが、グリーン料金は認められません。

9 通信費

通信費とは

事業・商売のために使った切手、葉書代・電話料金などを計上する科目です。

仕訳例として

① 今月分の電話料金4万2千円（税込）が普通預金から引き落とされた。

【借方】	通信費	42,000	【貸方】	普通預金	42,000
------	-----	--------	------	------	--------

② ダイレクトメール用の葉書1,000枚を50,000円で購入した。

【借方】	通信費	50,000	【貸方】	現金	50,000
------	-----	--------	------	----	--------

おもな摘要（取引内容・項目）

携帯電話（一般の電話）の通話料金・インターネット料金・プロバイダー料金・郵便切手代・葉書代・電報代・速達（書留）料金・宅急便（宅配便）・航空郵便料金・公衆電話の通話料など

アドバイス

1. 切手や葉書については、購入時に経理処理し、決算時点での未使用分については棚卸資産の貯蔵品として計上することになります。
ただし、在庫金額が少なく、決算以降1年以内に消費されると見込まれる場合は一般的には棚卸資産として計上しません。
2. 家庭用と事業用の電話を兼用で使用している場合には、家庭用での費用が含まれている部分と事業用の部分を分けて、事業用の部分だけを必要経費（通信費）として計上します。
3. ダイレクトメール発送の郵便料金は、金額的に大きい場合には広告宣伝費として処理された方が良いでしょう。
4. この通信費の科目については、社内・社外の相手に自社の意思を伝えるための連絡をする費用です。正常な支出である限り規制されません。

10 販売促進費（販売手数料）

販売促進費・販売手数料とは

商品の販売量を促進したり、売上高を増大させることを目的とする販売奨励金や特約店に対する販売手数料などを計上する科目です。

※商品を販売するときに支払うリベートなどの手数料も含まれる。

仕訳例として

① 建物の販売促進のために特約店A社に販売奨励金50万円を現金で支払った。

【借方】	販売促進費	500,000	【貸方】	現金	500,000
------	-------	---------	------	----	---------

② 新商品発表展示会のためにイベントコンパニオンの派遣会社に派遣費用として8万4千円を現金で支払った。

【借方】	販売促進費	84,000	【貸方】	現金	84,000
------	-------	--------	------	----	--------

おもな摘要（取引内容・項目）

売上奨励金の支出費用・景品付販売費用・抽選付販売費用・販売促進のための諸費用・リベートの支出金・イベントコンパニオンの依頼費用・販売補助金など

アドバイス

1. 交際費・広告宣伝費などと類似しておりますので、区分する必要があります。特に販売促進が目的であっても、接待旅行などに招待するような場合は接待交際費に取り扱われます。
2. 商品や材料などの棚卸資産を購入するために支払った購入手数料は、仕入金額になり、固定資産を取得するために支払った購入手数料は、固定資産の取得価格に含まれます。
3. 社外（外部）の人に仕事を頼んだ場合に、製品等の組立作業等は原価としての外注加工費である。
4. 従業員全体に対し、新製品などを拡販するために販売奨励金を出す場合は、その従業員の給与所得に該当するか否か、または雇用契約に基づくか否かにより、判断されます。また、その販売奨励金が雇用契約等に基づくものでなく、販売活動が通常の勤務外に行ったり、販売経費の負担は個人負担でした場合であってもこの販売奨励金相当額は給与所得とはならず、雑所得として取り扱われます。
5. 従業員の成績優秀者に表彰金や商品券を支給する場合は、役務の対価として特別に支給されるものですから、給与所得に該当します。

11 荷造運賃

荷造運賃とは

商品や製品を発送するための梱包費用（包装材料費、荷造運賃等）と運送業者に支払った運賃や、郵便局のゆうパックや宅配便の送料を計上する科目です。

仕訳例として

① 宅急便で得意先に商品を発送し、送料4万2千円を現金で支払った。

【借方】	荷造運賃	42,000	【貸方】	現金	42,000
------	------	--------	------	----	--------

② 製品を発送するための梱包用資材（段ボールなど）10万5千円（税込）を入庫し、請求書を受け取った。

【借方】	荷造運賃	105,000	【貸方】	現金	105,000
------	------	---------	------	----	---------

③ 商品を発送するための梱包作業と配送を運送業者に委託し、費用31万5千円を普通預金から支払った。

【借方】	荷造運賃	315,000	【貸方】	普通預金	315,000
------	------	---------	------	------	---------

おもな摘要・(取引内容・項目)

梱包材料の購入費・宅急便／宅配便・船舶（航空）の貨物運賃・コンテナ使用料・トラック運送費・輸出関連諸費用・転勤費用・梱包料金など

梱包資材に入るもの→紙箱・木箱・板・ポリ袋・発泡スチロール・ガムテープ・紐・針金・くぎ・荷札・パッキングケースなど

アドバイス

1. 仕入に際して発生した運賃や費用は仕入高に計上します。
なお、検収費用、買入事務費用、整理費用及び販売箇所の移管運賃・荷造費用は仕入高に算入せずに、荷造運賃に計上できます。
2. 期末に未使用の荷造用品が残っている場合は、原則として棚卸を行った上、貯蔵品として資産計上することになります。
3. 商品1個1個を包んでいる化粧ケースなどは、販売する上で必要とされているものですから、むしろ原価を構成するものとして考えた方が良いでしょう。

12 広告宣伝費

広告宣伝費とは

商品・製品・役務の提供（サービス）等についての告知と販売の為の不特定多数のユーザー・一般消費者へ向けた各種施設（広告宣伝効果を意図したもの）に関する支出を計上する科目です。

仕訳例として

- ① 新製品び広告を業界新聞に掲載し、掲載料315万円（税込）は翌月末に支払う要諦です。

【借方】	広告宣伝費	3,150,000	【貸方】	未払金	3,150,000
------	-------	-----------	------	-----	-----------

- ② お中元用のカレンダーを制作し、その費用84万円（税込）を普通預金から振込んだ。

【借方】	荷造運賃	840,000	【貸方】	普通預金	840,000
------	------	---------	------	------	---------

おもな摘要（取引内容・項目）

カレンダー、タオル（社名入り）の製作費・会社案内作成費用・カタログの製作費・看板の購入製作費・求人広告費用・コンパニオン依頼費用・雑誌広告の掲載費用・新聞広告の掲載料・チラシ印刷代・マッチ（社名入り）の製作費・展示会出展費用・パンフレットの製作費・テレビ、ラジオの広告放送料・見本品等を提供した費用・折込チラシの製作費と配布料金・ネオン広告など

アドバイス

1. 看板などのうち20万円以下の物は固定資産とせずに、**広告宣伝費**とすることができる。
2. **広告用資産の贈与による費用**
 - *法人の取得価格と取引先に譲渡した価格の差額→**繰延資産**
 - *法人が購入し取引先に譲渡することに代えて金銭を交付→**繰延資産**
3. **期末期間の計算を要するもの**
野立看板の使用料を支払った場合など
4. **固定資産になるもの**

13 交際費

交際費とは

販売量を増大させるためや、営業活動や事業活動を円滑に進めるためのお中元・お歳暮等の贈答品代と慶弔見舞金、また取引先を接待するための飲食代や旅行費用等を計上する科目です。個人事業者の場合は、全額が損金として認められていますが、法人会社の規模によって法人税では限度額が定められています。

仕訳例として

① お得意先にお歳暮代4万2千円（税込）を現金で支払いデパートから送った。

【借方】	交際費	42,000	【貸方】	現金	42,000
------	-----	--------	------	----	--------

② お得意先を料亭で接待し、費用8万4千円（税込）を月末払いでつけにした。

【借方】	交際費	84,000	【貸方】	未払金	84,000
------	-----	--------	------	-----	--------

おもな摘要（取引内容・項目）

ゴルフプレー料金・謝礼金・商品の贈与や贈答・お中元やお歳暮の代金・結婚祝い金（取引先）・香典（取引先）・食事代（取引先）・見舞金（取引先）・接客費用・来客への飲食費・取引先との親睦旅行費用など

アドバイス

- 法人税法では、資本金1億円以下の会社（法人）の場合は、交際費の支出合計額が
 - イ) 交際費の金額が年間800万円未満の場合は、交際費の金額
 - ロ) 交際費の金額が年間800万円以上の場合は、800万円
- 交際費等の課税の特例に関する改正
 1. 交際費等の範囲の改正→飲食費その他これに類する行為（以下「飲食」という）の為に要する費用（役員や従業員または親族に対する接待等の為に支出するものを除く）であって、その飲食等の為に要する、費用として支出する金額をその飲食等に参加した者の数で除いて計算した金額が5,000円以下となる費用が交際費等から除かれました。
 2. 適用条件→上記規定の適用を受ける為には、イ. その飲食等のあった年月日、ロ. その飲食等に参加した得意先・仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係、ハ. その飲食等に参加した者の数、ニ. その費用の金額並びにその飲食店・料理店等の名称及び所在地（店舗を有しない事とその他の理由によりその名称又はその所在地が明らかでない時は、領収書等に記載された支払先の氏名、住所、居住又は本店もしくは主たる事業所の所在地）、ホ. その他参考となるべき事項

14 会議費

会議費とは

商売や事業に関連した業務としての会議・打合せに要した費用を計上する科目です。

仕訳例として

① 社内会議でのお茶の時に、喫茶店からコーヒーを取り、代金1万1千円（税込）を現金で支払った。

【借方】	会議費	11,000	【貸方】	現金	11,000
------	-----	--------	------	----	--------

② 役員会の昼食時に弁当を取り、代金10万5千円（税込）を現金で支払った。

【借方】	会議費	105,000	【貸方】	現金	105,000
------	-----	---------	------	----	---------

③ 営業会議の為にホテルの会議室を借り、会議室使用料12万6千円（税込）と昼食代、お茶代の4万2千円（税込）を小切手で支払った。

【借方】	会議費	168,000	【貸方】	当座預金	168,000
------	-----	---------	------	------	---------

おもな摘要（取引内容・項目）

飲食費（会議）・会議関連費用（会場使用料、資料等）・会議通知費用・取引先との打合せ費用・弁当代（会議）・来客への飲食費（会議）・出席者の旅費（会議）・社内会議の飲料代など

アドバイス

1. 会議における昼食代や茶菓子代は全額が**会議費**となります。酒類が含まれた場合は常識的に考えて食前酒等の少量であれば会議費に計上できますが、実態が宴会やパーティーになっているような場合は**交際費**として扱われます。
2. 会議に出席する為に支出した電車賃・バス代・車代・航空運賃などの費用は会議費として損金に算入できます。
3. 研修会・講習会等の参加費用は損金に算入されますが、新製品説明会とゴルフコンペや旅行等の親睦を兼ねた様な場合は、日程表・テーマ等を区分して**交際費・旅費交通費**等とはっきり**区分**をされた方がよいでしょう。

15 車両費

車両費とは

業務用に使用している車両の維持費と燃料代や保険・税金等の費用を計上する科目です。

仕訳例として

① 月末に今月分の営業車両のガソリン代10万5千円（税込）を現金で支払った。

【借方】	車両費	105,000	【貸方】	現金	105,000
------	-----	---------	------	----	---------

② 営業車両の車検費用16万円（税込）を小切手で支払った。

【借方】	車両費	160,000	【貸方】	当座預金	160,000
------	-----	---------	------	------	---------

③ 営業用トラックの修理代金8万4千円（税込）を現金で支払った。

【借方】	車両費	84,000	【貸方】	現金	84,000
------	-----	--------	------	----	--------

おもな摘要（取引内容・項目）

ガソリン代（自社所有車）・オイル代・軽油代（車両）・自動車等車両の購入諸費用・車検費用・車庫証明費用・重油代（車両）・車両修理代・車両整備費用・通行料・タイヤ購入費用・車両定期点検費用など

アドバイス

1. 車検費用や車両の修理費用に関しては、修理費に計上することもできます。
2. 比較的規模の大きい運送業を営み、自社で燃料タンク（ガソリンなど）を保有して、その燃料を使用している場合は別途、車両燃料費等の科目を立て、支出明細を明らかにしておきます。

16 水道光熱費

水道光熱費とは

業務用に使用している**水道料金・電気料金・ガス料金**等を計上する科目です。

金額が多い場合には**光熱費・電力費等**と独立した科目を計上することもできます。

製造業などで製造原価計算を行っている場合には、販売費及び一般管理費に計上する金額と製造経費に計上する金額を明確に区分します。

仕訳例として

① 月末に今月分の電気料金6万3千円(税込)が普通預金口座から引き落とされた。

【借方】	水道光熱費	63,000	【貸方】	普通預金	63,000
------	-------	--------	------	------	--------

② 今月分のガス料金4万2千円(税込)を現金で支払った。

【借方】	水道光熱費	42,000	【貸方】	現金	42,000
------	-------	--------	------	----	--------

③ 当社(個人事業者)は事務所と自宅を兼用していますが、3月分、4月分の水道料金2万1千円(税込)が普通預金から引き落とされました。自宅分が50%、事務所分が50%の按分率で計上する。

【借方】	水道光熱費	10,500	【貸方】	普通預金	21,000
	事業主貸	10,500			

おもな摘要(取引内容・項目)

ガス(プロパンガス)料金・電気料金・冷暖房費用・上下水道料金・軽油代金・重油代金・燃料費・まき・石炭等の購入費など

アドバイス

1. 水道光熱費の計上時点(計上日)は**現金主義**による**銀行の決済日(振込日)**でも構いませんが、**発生主義**の観点からすると**請求書の日付**になります。
いずれにしる一度選択した計上方法は**継続して適用**しなければなりません。
2. 正当な支出である限り、限度額は規制されません。
3. 「支払った日の属する事業年度の損金に算入する会計基準(税務署長の承認したもの)」がない場合には、**期末に期間計算**をしなければなりません。

17 消耗品費

消耗品費とは

業務用に使用している**多種多様な消耗品類の購入費用を計上する科目**です。尚、事務用品費という科目を設けている場合、事務関係以外の消耗品を計上します。

製造業で製造原価計算を行っている場合には販売費及び一般管理費に計上する金額と製造経費に計上する金額を明確に区分します。

仕訳例として

① 開業時に陳列棚を2万1千円（税込）で購入し、現金で支払った。

【借方】	消耗品費	21,000	【貸方】	現金	21,000
------	------	--------	------	----	--------

② 事務所用の蛍光灯15本を3万1千5百円（税込）で購入したが、代金は翌月の20日払いにした。

【借方】	消耗品費	31,500	【貸方】	未払金	31,500
------	------	--------	------	-----	--------

③ 年度末の棚卸しで、消耗品に計上した工場内用の特殊作業用靴のうち16足分4万2千円分が未使用だったので、貯蔵品に振り替えた。

【借方】	貯蔵品	42,000	【貸方】	消耗品費	42,000
------	-----	--------	------	------	--------

④ 期首に前期より繰り越された貯蔵品4万2千円を消耗品費に振り替えた。

【借方】	消耗品費	42,000	【貸方】	貯蔵品	42,000
------	------	--------	------	-----	--------

おもな摘要（取引内容・項目）

事務用品費・消耗工具・電球・（蛍光灯、LEDなど）の購入費・器具備品の購入費・作業用手袋の購入費・キャビネットの購入費（10万円未満）・自転車の購入費・台車の購入費・コーヒーマーカーの購入費・椅子の購入費・スリッパの購入費など

アドバイス【以下の内容は校正必要】

1. 事務用備品（陳列棚・工具等）の**取得価格10万円（平成15年度改正）未満**または、使用可能期限が1年未満の物は、**少額減価償却資産**になりますので、固定資産ではなく、**消耗品として一括費用計上**することができます。
2. 電話加入権などは**非原価償却資産**ですので、1（消耗品）の適用外となります。

18 租税公課

租税公課とは

法人会社や個人事業者が納める固定資産税・自動車税・不動産取得税・事業税（個人事業者の場合）をはじめとした必要経費になる税金を計上する科目です。

仕訳例として

① 本年度の固定資産税、第1期分50万円を現金で納付した。

【借方】	租税公課	500,000	【貸方】	現金	500,000
------	------	---------	------	----	---------

② 収入印紙30万円分を現金で購入した。

【借方】	租税公課	300,000	【貸方】	現金	300,000
------	------	---------	------	----	---------

③ 本年度の棚卸時、租税公課に計上した収入印紙のうち20万円分が未使用で残っていたので、貯蔵品に振り替えた。

【借方】	貯蔵品	200,000	【貸方】	租税公課	200,000
------	-----	---------	------	------	---------

④ 期首に貯蔵品として前期から繰り越された収入印紙20万円分を租税公課に振り替えた。

【借方】	租税公課	200,000	【貸方】	貯蔵品	200,000
------	------	---------	------	-----	---------

おもな摘要（取引内容・項目）

事業税・印紙税・印紙税過怠税・延滞税・加算税・源泉徴収税・固定資産税・自動車税・地価税・道路占有料・特別地方税・都市計画税・不動産取得税・利子税（会社によって徴収される税金をいいます）

損金不算入のもの

法人税（加算税・延滞税）・所得税（加算税・延滞税）・住民税（加算税・延滞税）・源泉徴収加算税・贈与税・罰金・科料・過料・法人税等充当金など

アドバイス

1. 法人会社などの事業税は租税公課ではなく、法人税及び事業税等の科目に計上されます。
2. 決算期末に高額な収入印紙が未使用で残っている場合、貯蔵品として計上します。

19 新聞図書費

新聞図書費とは

事業を行う上で必要な情報などを収集するために購入する**新聞・書籍・地図・雑誌・業界誌・専門誌・研究用書籍・DVD・ビデオ・マイクロフィルム**などの購読料や購入費を計上するための科目です。

仕訳例として

① 建設業界新聞の購読料金4万8千円（税込）を現金で支払った。

【借方】	新聞図書費	48,000	【貸方】	現金	48,000
-------------	-------	--------	-------------	----	--------

② 商業圏分析の為、商業地区を6万3千円（税込）で購入し、代金は月末払いにした。

【借方】	新聞図書費	63,000	【貸方】	未払金	63,000
-------------	-------	--------	-------------	-----	--------

③ 営業向け研修用ビデオ9万6千円（税込）を購入し、小切手で支払った。

【借方】	新聞図書費	96,000	【貸方】	当座預金	96,000
-------------	-------	--------	-------------	------	--------

おもな摘要（取引内容・項目）

雑誌の購入費・研究用資料の購入費・書籍の代金・新聞の購読料・地図の購入費・研修用DVD（ビデオなど）の購入代金・官報などの費用など

アドバイス

1. 新聞図書費として科目を設けるほどの金額ではないと思われるほど小金額の支出の場合には、**雑費**に計上されても結構です。
2. 定期購読の雑誌などで、購読料金を1年前払いというような場合は、支払時の費用にし、期末に前払費用の処理をする必要はございません。
3. 会社の独身寮などで新聞や書籍を取っている場合には、その費用を会社が負担している時は、購入利用の目的がはじめからはっきりしているので、機能分類的によって、福利厚生費で処理した方が良いと思われます。

20 地代家賃

地代家賃とは

事業を行うために借りている、土地や店舗・工場・倉庫などの建物に関する家賃不動産賃借料を計上する科目です。

仕訳例として

① 今月分の事務所の家賃21万円（税込）を小切手で支払った。

【借方】	地代家賃	210,000	【貸方】	当座預金	210,000
------	------	---------	------	------	---------

② 今月分の月極駐車場の料金1万5千円（税込）を現金で支払った。

【借方】	地代家賃	10,500	【貸方】	当座預金	10,500
------	------	--------	------	------	--------

③ 個人事業者が、事務所と自宅を兼用する目的でマンションの賃貸契約を結んだ。支払いは、敷金40万円と仲介手数料として家賃1ヶ月分20万円を合計額として80万円を小切手で支払った。

【借方】	地代家賃	100,000	【貸方】	当座預金	800,000
	敷金	200,000			
	支払手数料	100,000			
	事業主貸	400,000			

おもな摘要（取引内容・項目）

工場用地の賃借料・事務所家賃・借地料・車庫賃借料・社宅家賃・倉庫の賃借料・駐車場の賃借料・土地の賃借料など

アドバイス

1. 賃貸契約を結んだ際の権利金は繰延資産に計上し、5年ないし賃借期間で償却します。事務所と自宅を兼用する個人事業者の家賃又は店舗と住居一にする個人事業者の家賃などは、使用状況に併せて按分計算します。
2. 法人所有の家屋や他から借り入れた家屋などを役員に貸与して、適正家賃などをとらない場合は、これらの経済的利益（家賃相当額）は役員に対する給与等として取り扱われますので要注意してください。

21 支払手数料

支払手数料とは

司法書士・税理士・公認会計士・弁護士・経営コンサルタントなどへ支払う顧問料金などの各種報酬や、銀行の振込手数料・警備会社・清掃会社へ支払う業務委託手数料などを計上する科目です。

仕訳例として

① 顧問税理士に今月分の顧問料5万円を源泉所得税を差し引いて現金で支払った。

【借方】	支払手数料	50,000	【貸方】	現金	45,000
				預り金	5,000

② 銀行で現金を送金する際に、振込手数料432円（税込）を支払った。

【借方】	支払手数料	432	【貸方】	現金	432
------	-------	-----	------	----	-----

③ 経営コンサルタント会社に市場調査費用42万円（税込）を小切手で支払った。

【借方】	支払手数料	420,000	【貸方】	当座預金	420,000
------	-------	---------	------	------	---------

おもな摘要（取引内容・項目）

税理士への顧問料・司法書士への報酬額・社会保険労務士への報酬額・事務取扱手数料・仲介手数料・送金手数料・取立手数料・登録手数料・監査報酬・幹旋費用・鑑定費用・振込手数料・市場調査委託料・預金振替手数料・経営コンサルタントへの報酬・弁護士への報酬額・役所の各種証明発行手数料など

アドバイス

1. 個人で営業している税理士や司法書士、経営コンサルタントへの報酬支払い時には、**所得税の源泉徴収を行わなければなりません**が、法人への支払いでは不要です。
2. 商品などのたな卸資産を購入するために支払った購入手数料は、**仕入金額**になり、固定資産を取得するために支払った購入手数料は、**固定資産の取得価格**になります。
3. 外部の人に仕事を依頼した場合、製品の組立作業などは原価としての外注加工費であるし、広告デザインを専門家に依頼した場合も、広告宣伝費として処理した方が実際に合っていることがあります。

22 諸会費

諸会費とは

事業、商売を円滑に行うために入会が必要な**商工会、法人会や同業者団体、町内会**などの各団体に支払った会費を計上する科目です。

仕訳例として

① 建設業組合（同業者団体）の年会費12万6千円（税込）を現金で支払った。

【借方】 諸会費	126,000	【貸方】 現金	126,000
----------	---------	---------	---------

② 商工会議所の年会費6万3千円（税込）を小切手で支払った。

【借方】 諸会費	63,000	【貸方】 当座預金	63,000
----------	--------	-----------	--------

③ 町内会に今月分の会費5千円を現金で支払った。

【借方】 諸会費	5,000	【貸方】 現金	5,000
----------	-------	---------	-------

おもな摘要（取引内容・項目）

法人会の会費・協同組合の会費・自治会費・商業組合費・町内会の会費・協賛金・商工会議所会費・同業者団体の会費・商店連合会の会費など

アドバイス

1. 同業者団体等へ加入した際に支払った加盟金（加入金）などは**繰延資産**に計上し、5年で償却します。
2. ロータリークラブ（ライオンズクラブも含む）などの入会金又は会費等は原則として役員や従業員の負担とし、会社の負担とはなりません。ただし、法人の役員又は職員たる地位に基づいて入会していると認められるものについては、その年会費や入会金等については、法人の負担とすることができます。ただし、その場合は**交際費**として処理します。
3. ゴルフクラブやレジャークラブ等の入会金等の取扱い
 - A. 法人会で入会際し支出した費用は**法人の資産**に計上する→償却できません。
 - B. 個人会員として入会すれば、その**名義人の給与**として取り扱われます。
 - C. 無記名式の法人会員制度がない為、個人会員として入会し、その入会が会社の業務に必要と認められるときは、**資産計上に計上する**→償却できません。
 - D. 資産計上した入会金は、原則として償却（費用化）が認められませんが、クラブ脱退時に返還されない入会金や会員の地位を他に譲渡して損失が生じる場合の譲渡損失の金額については、**譲渡時の事業年度で損金**に算入できます。

23 賃借料

賃借料とは

コピー機やパソコン・サーバーなどのOA機器や機械設備・車両などの**不動産以外の物を賃借したときに支払う費用**を計上する科目です。(リース料)

仕訳例として

① パソコンとサーバーのリース料、今月分4万2千円(税込)を現金で支払った。

【借方】	賃借料	42,000	【貸方】	現金	42,000
------	-----	--------	------	----	--------

② 精密加工・工作機の今月分のリース料10万5千円(税込)を小切手で支払った。

【借方】	賃借料	105,000	【貸方】	当座預金	105,000
------	-----	---------	------	------	---------

③ 貨物用のトラックをレンタル契約し、今月分のレンタル料金8万4千円を現金で支払った。

【借方】	賃借料	84,000	【貸方】	現金	84,000
------	-----	--------	------	----	--------

おもな摘要(取引内容・項目)

レンタル料金・パソコンなどのリース料・工作機械のリース料・工場のリース料・機械装置リース料・コピー機(複合機)のリース料・ビジネスフォンリース料・テナント料など

アドバイス

- OA機器や機械設備などのリース契約に基づいて支払をするリース使用料については、「リース料」勘定を設けてもよいでしょう。
- リース契約には賃借料を費用計上できるオペレーティングリースの他に、実態が清賦販売になるファイナンスリースもありますが、この場合には**支払総額を資産計上して減価償却することになります。**
- 賃借人の処理**
 - 取得価格**→賃借人がリース期間中に支払うべきリース料の合計額に付随費用を加算した額となります。ただし、リース取引の契約書などにリース物件の取得価格が明らかな場合には、これを取得価格とすることもできます。
 - リース料**→賃借人がリース期間中の各事業年度において支払うべきリース料の額を賃借料金等として**損金経理**をしている場合には、**その金額は償却費として損金経理したもの**として取り扱われます。

24 保険料

保険料とは

事業や商売を行うために必要な店舗・事務所・工場及び商品や製品に掛ける各種損害保険料等と、業務用に使用している自動車類（車両運搬具）の自動車関連保険料及び事業主が契約者や保険受取人になる非貯蓄型の掛け捨て生命保険料などを計上する科目です。

仕訳例として

- ① 店舗と商品を対象にした火災保険を契約し、1年分の保険料10万円を小切手で支払った。

【借方】	保険料	100,000	【貸方】	当座預金	100,000
------	-----	---------	------	------	---------

- ② 業務用軽トラックの自動車任意保険料8万円を現金で支払った。

【借方】	保険料	80,000	【貸方】	現金	80,000
------	-----	--------	------	----	--------

- ③ 当社は12月31日の決算ですが、7月1日に契約し、現金払いした店舗の火災保険料10万円のうち5万円を前払費用に振り替えた。

【借方】	前払費用	50,000	【貸方】	保険料	50,000
------	------	--------	------	-----	--------

おもな摘要（取引内容・項目）

火災保険料・交通傷害保険料・自賠償保険料・生命保険料・労働災害補償保険料・損害保険料・建物共催保険料・盗難保険料・輸出（輸入）海上保険料・旅行保険料…

アドバイス

1. 貯蓄型の保険料は資産として計上します。
2. 保険料の支払日から保健期間の終了が1年以内に来る前払保険料は、継続適用を条件に支出時に現金主義を採用することにより全額を保険料として計上することもできます。

25 修繕費

修繕費とは

事務所・店舗・倉庫・工場等の建物や機械装置・器具備品などの有形固定資産の修繕や保守またはメンテナンスにかかった費用を計上する科目です。

仕訳例として

① 機械の保守メンテナンス料2万1千500円（税込）を現金で支払った。

【借方】	修繕費	21,500	【貸方】	現金	21,500
------	-----	--------	------	----	--------

② パソコン本体の修理代1万500円（税込）を現金で支払った。

【借方】	修繕費	10,500	【貸方】	現金	10,500
------	-----	--------	------	----	--------

③ 洗車機械の修理時に性能アップの為の改造を行い、その費用120万円を小切手で支払った。なお、洗車機械の期末簿価は千五百万円である。

【借方】	修繕費	400,000	【貸方】	現金	1,200,000
	機械装置	800,000			

おもな摘要（取引内容・項目）

○A機器の保守料・オーバーホール費用・電話移設工事費・機械装置の整備費用・設備移設費用・定期点検費用・部品の取替費用・保守管理メンテナンス費用・壁の塗替え費用など

アドバイス

1. 固定資産を改造したことで資産価値が増加、または耐用年数が延長した場合は資本的支出になります。

修繕費と資本的支出の区分は次の通りです。

A. 20万円未満の支出額

B. 3年以内の期間を周期とする保守メンテナンス費用は無条件に修繕費で計上できます。60万円以上の支出額で対象資産の前期末簿価の10%相当額を超える場合は資本的支出になりますが、この場合は

(1) 修理改造等の支出額×30%または

(2) 前期末簿価×10%の少ない金額を修繕費に計上し、残りを固定資産の増加額として処理します。

26 事務用品費

事務用品費とは

事務に使うための文房具類や伝票類・帳簿類・OA機器等の事務用消耗品などの購入費用を計上する科目です。

仕訳例として

- ① プリンターのインクカートリッジ10本を8万4千円（税込）で購入し、現金で支払った。

【借方】	事務用品費	84,000	【貸方】	現金	84,000
------	-------	--------	------	----	--------

- ② 社名入りの封筒を1万部作成し、代金百五万円（税込）を小切手で支払った。

【借方】	事務用品費	1,050,000	【貸方】	当座預金	1,050,000
------	-------	-----------	------	------	-----------

- ③ 決算時に未使用の封筒6千部、63万円分を貯蔵品に振り替えた。

【借方】	貯蔵品	630,000	【貸方】	事務用品費	630,000
------	-----	---------	------	-------	---------

おもな摘要（取引内容・項目）

印鑑の購入（製作費）・DVD・CDディスク購入費・コピー用紙購入費・小切手帳購入費・ゴム印購入（製作）費・筆記用具購入費・請求書（納品書）購入費・封筒購入費・領収書購入費・名刺（製作）購入費など

アドバイス

1. 決算期末に大量の事務用品が未使用で残っている場合には、原則として貯蔵品として計上します。なお、継続適用を条件として取得時に一括費用計上することも可能です。
2. パソコンやコピー機などで、購入価格が30万円未満の少額減価償却資産は事務用品として一括計上することも可能です。
(平成15年度税制改正一適用期間：平成18年4月1日より平成28年3月31日まで)

27 研修費

研修費とは

業務を遂行するために必要な知識や技能（スキル）を取得するために直接的又は間接的にかかった費用を計上する科目です。

仕訳例として

- ① 技術習得のための研修会を開催し、その講師料21万円（税込）を小切手でコンサルタント会社に支払った。

【借方】	研修費	210,000	【貸方】	当座預金	210,000
------	-----	---------	------	------	---------

- ② 女子社員の接遇対応研修を開催し、その講師宛に謝礼金10万円を源泉徴収し、個人コンサルタントに現金で支払った。

【借方】	研修費	100,000	【貸方】	現金	90,000
				預り金	10,000

- ③ 社員全員をリーダーシップ強化セミナーに派遣し、その費用8万4千円を現金で支払った。

【借方】	研修費	84,000	【貸方】	現金	84,000
------	-----	--------	------	----	--------

おもな摘要（取引内容・項目）

研修会・セミナー・講習会等の参加費、講習会等参加のための旅費など

アドバイス

1. 個人で営業している経営コンサルタントへの報酬支払い時には、所得税の源泉徴収を行わなければなりません。
2. 従業員（社員）の教育訓練費は福利厚生費に計上することもできます。
3. 研修会等に出席した従業員（社員）の時間外手当や出張手当（日当）は諸手当として、給与手当（賃金手当）になります。

28 寄付金

寄付金とは

社会福祉法人や国、県、地方公共団体、政治団体、町内会、企業等に金銭や物品及びその他経済的利益を、相手からの反対給付を期待しないで、贈与又は無償提供した金額を計上する科目です。

仕訳例として

① 日本赤十字社に地震災害義援金10万円を現金で寄付した。

【借方】	寄付金	100,000	【貸方】	現金	100,000
------	-----	---------	------	----	---------

② 町内会の夏祭りの費用として5万円を現金で寄付した。

【借方】	寄付金	50,000	【貸方】	現金	50,000
------	-----	--------	------	----	--------

③ 小学校の新設工事に伴い、建設用地の1部として簿価3百万円、時価評価額8百万円の土地を寄贈した。

【借方】	寄付金	8,000,000	【貸方】	現金	3,000,000
				預り金	5,000,000

おもな摘要（取引内容・項目）

義援金・共同募金・日本赤十字社への寄付・指定寄付金（国や地方公共団体及び財務大臣が特に指定した寄付金のこと）・赤い羽根共同募金・特定公益増進法人の寄付金など

アドバイス

1. 寄付金は個人の場合、事業の経費としてではなく、課税所得を計算する際の所得控除の対象となりますが、寄付金として所得控除できるのは特定寄付金に限定されています。
2. 法人の場合は損金算入の限度額があります（特定寄付金とは、国や地方公共団体、社会福祉法人など特定の団体に支出した寄付金や特定の政治献金をいいます）。
3. 社長が個人的理由で行う寄付（例えば、出身校に卒業生として講堂建築資金を出した）を会社が負担した場合は、会社から社長に対しての給与（賞与）の支給があったこととなります。

29 研究開発費（試験研究費）

研究開発費とは

経常的に新製品や新技術の研究開発のために支出する費用や、新市場開拓や新規事業を開始するための調査・研究のための費用などを計上する科目です。

仕訳例として

- ① 新製品を開発するための参考資料に、ライバル他社の製品を21万円（税込）で現金にて購入した。

【借方】	研究開発費	210,000	【貸方】	現金	210,000
------	-------	---------	------	----	---------

- ② 新規市場を開拓するためのマーケティングリサーチの結果報告をコンサルタント会社から受け、その費用52万5千円（税込）を翌月払いにした。

【借方】	研究開発費	525,000	【貸方】	未払金	525,000
------	-------	---------	------	-----	---------

- ③ 新製造技術を開発するために基本研究を大学に依頼し、委託費126万円（税込）を小切手で当座預金から振り込んだ。

【借方】	研究開発費	1,260,000	【貸方】	当座預金	1,260,000
------	-------	-----------	------	------	-----------

おもな摘要（取引内容・項目）

市場調査費用・技術開発費用・製品開発費用・委託研究費・ノウハウの開発費用・研究資料の購入費・研究設備の購入費・製品開発費用など

アドバイス

- 勘定科目名として**試験研究費・開発費**を使うこともできます。
- この科目は、**1度に多額の支出を伴う場合には繰延資産に計上し、減価償却していきま**す（商法上の繰延資産では、均等額以上で5年以内に償却）。
- 研究開発費があったときは税金が安くなる**

税法では、中小企業の試験研究を促進するために対し、開発研究にかかった費用がある場合には、一定の金額を法人税からマイナスにすることを認めています。

法人税からマイナスすることができるのは、

開発研究費の金額×10/100

と

法人税額×15/100

との、いずれか少ない金額です。

30 減価償却費

減価償却費とは

土地を除いた他の固定（有形）資産を一定のルールに従って、費用化（使用分）した金額を計上する科目です。

仕訳例として

- ① 期末の決算時に、当期の建物減価償却費 50 万円を計上した。

【直接減額法の場合】

【借方】	減価償却費	500,000	【貸方】	建 物	500,000
------	-------	---------	------	-----	---------

【間接減額法の場合】

【借方】	減価償却費	500,000	【貸方】	減価償却累計額	500,000
------	-------	---------	------	---------	---------

- ② 期中に購入したパソコンの減価償却費 4 万円を計上した。

減価償却費の計算方法は次の通りである。

購入価格 40 万円・耐用年数 4 年・残存価格 10%・期中使用（6 ヶ月使用）。

定額法で産出した場合

$$(40 \text{ 万円} \times 90\%) \div 4 \div 2 \text{ (半年分)} = 4 \text{ 万円}$$

【直接減額法の場合】

【借方】	減価償却費	40,000	【貸方】	機械装置	40,000
------	-------	--------	------	------	--------

おもな摘要（取引内容・項目）

機械装置の減価償却・工具類の減価償却・製品製造設備の減価償却・事務機器類の減価償却・工場の減価償却・事務所用建物の減価償却・車両運搬具の減価償却・倉庫の減価償却・陳列棚／ケースの減価償却・通信設備の減価償却・作業用機械の減価償却・ソフトウェアの減価償却・パソコンの減価償却など

アドバイス

税制改正によって、青色申告をしている中小企業等が、平成 15 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日（期間延長される可能性がございますので、本部までお問合せください）までの間に取得、製作、建設して、かつ、事業の用に供する取得価額 30 万円未満の減価償却資産の取得価額を、全額損金に算入できる制度が創設されました。

31 貸倒損失（貸倒金）

貸倒損失とは

取引先や貸付先が倒産し、**売掛金や貸付金の回収が不可能**になった場合に、その**回収不能額を費用（経費）**として算入できる分を計上する科目です。

また、取引先が倒産はしていないが業績悪化で支払不能の場合でも、回収不能額の相当部分を貸倒金として処理できる場合もあります。なお、担保をとっている場合には、担保を処分してからでないと計上することはできません。

仕訳例として

- ① 取引先の建築会社が倒産で売掛金105万円が回収不能となった。

【借方】	貸倒損失	1,050,000	【貸方】	売掛金	1,050,000
-------------	------	-----------	-------------	-----	-----------

- ② 取引先の電気工事店が倒産で受取手形210万円が不渡りになった。

【借方】	貸倒損失	2,100,000	【貸方】	受取手形	2,100,000
-------------	------	-----------	-------------	------	-----------

- ③ 取引先が業績悪化により開催された債権者集会で、債券の50%カットが決定し、売掛金200万円の半分が回収不能となった。

【借方】	貸倒損失	1,000,000	【貸方】	売掛金	1,000,000
-------------	------	-----------	-------------	-----	-----------

おもな摘要（取引内容・項目）

売掛債権の貸倒・長期滞留債権の処理・倒産会社に対する債権・取立不能債権の見込額・債権回収不能額など

アドバイス

取立不能額とは、法律的に債権が消滅した場合の債権金額のことをいいますので、法律上消滅していない債権については、原則として、貸倒損失として損金経理することはできません。しかし、法律上消滅していない債権であっても、現実には回収不能と認められるものがあるため、法人税の取扱いでは、**所定の要件を満たす債権については、法律上消滅していない債権であってもこれを貸倒損失として損金処理することを認め**ています。

貸倒損失には至らない場合でも今後、債権金額の一部について回収することができない状態に陥ったと認められるときは、保守主義の観点から、貸倒引当勘定への繰入（**一部回収不能の金銭債権に対する貸倒引当金の設定**）が認められています。

32 雑 費

雑費とは

事業を営む上で必要となった費用のうち、各販売費及び一般管理費（個人事業者の場合は経費）に該当しない費用、あるいは各科目に分類することができないが、新たに科目を設けるほどの金額でない比較的重要性の乏しい費用を、まとめて計上する科目です。

仕訳例として

① 新事務所用のカーテンのクリーニング代金4千5百円（税込）を現金で支払った。

【借方】	雑 費	4,500	【貸方】	現 金	4,500
------	-----	-------	------	-----	-------

② オフィスに観葉植物を購入し、代金7千3百円（税込）を現金で支払った。

【借方】	雑 費	7,300	【貸方】	現 金	7,300
------	-----	-------	------	-----	-------

③ 建設廃材の処理業者に、廃材処理代金1万1千5百円（税込）を現金で支払った。

【借方】	雑 費	11,500	【貸方】	現 金	11,500
------	-----	--------	------	-----	--------

おもな摘要（取引内容・項目）

テレビの受信料・観葉植物の購入費・クリーニング代・警備費用・ビル管理料・写真等の現像料・廃棄物処理費用・採用関係の費用・信用調査の費用・庭の掃除代金・椅子やテントなどの一時賃借金など

アドバイス

雑費に計上できる費用（経費）項目や適用は広範囲にわたりますが、雑費の総額が大きくなりすぎることは、税務申告の上からも好ましくありませんし、税務署側からも良く思われません。ですから、勘定科目の分類の判断に困ったときに何でも雑費にするのは、注意しなければなりません。同じ適用（費用項目）が頻繁に発生する場合には、新たに勘定科目を設定すべきです。

33 リース料

リース料とは

リース料とは、機械・車両・OA機器等についてリース契約により支払う賃借料を管理するための勘定科目です。リース物件を他の賃借と区別するために用いられるため、賃借料勘定で処理をしても大丈夫です。

仕訳例として

当社は、期首4月1日に機械Zの販売代理店と、中途解約不能リースでリース期間3年間、年額45万円のリース契約をし、同日1年分を小切手払いして、使用開始した。尚、機械Zの耐用年数6年（定率法償却率0.319）現金購入価格100万円である。

① リース期間経過後にリース物件を無償で賃借人に譲渡する契約になっている。

【借方】	機 械	1,350,000	【貸方】	当座預金	450,000
				未払金	900,000
	減価償却費	430,650		減価償却費累計額	430,650

② 上記例題の最後の部分が、リース期間経過後2年間再リースすることとし、再リース料年額75,000円、再リース期間の経過後、機械Zを返還する契約になっている。

【借方】	リース料	450,000	【貸方】	当座預金	450,000
	前払費用	150,000		リース料	150,000

おもな摘要（取引内容・項目）

複合機（コピー機）のリース契約・ビジネスフォンのリース契約・その他事業に必要な機械、車両等のリース契約など

アドバイス

リース取引で注意を要するのは次の2要件、ともに満たす場合のリース取引には、税務処理が規定されていることである。

1. リース期間が定められており、リース料の合計額がリース物件の取得価格等のおおむね全部を支弁するようになっていること。
2. リース期間における契約の解除が禁止されていること。

上記①、②の要件を満たす取引は、次のイ及びロに2区分される。

イ) 売買取引として取り扱うリース取引

ロ) リース料の一部を前払費用として取り扱うリース取引

営業外収益・費用と特別利益・損失

売上高以外の収益

営業外収益と特別利益

会社の収益は売上高だけではありません。

そこで、会社の本業以外からの収益（会社の営業目的とする直接的な収益以外の収益）を、損益計算書の営業外収益の部と特別利益の部に計上してあります。

① 営業外収益

営業外収益は受取利息や受取配当金のように『毎期経常的に発生』する収益を表示しています。

② 特別利益

特別利益は「期間外」ならびに『臨時的』に獲得した前期損益修正益や固定資産売却益などを表示しています。

営業外費用・特別損失

これに対して会社で発生する費用には、仕入・製造活動や販売・管理活動などのいわゆる会社の経営活動全体としての財務活動等から発生する金融費用などのものがあります。

また、本来の経営活動には全く関係なく、突発的・臨時的に発生し、被った損失などがあります。

これらは、損益計算書の営業外費用と特別損失に計上されます。

営業外費用の具体的な科目には、次の図のように金融費用である支払利息・割引料などがありますが、ここで注意してほしいのは、売上割引です。

売上割引は、回収期日前に売上代金を決済したときや通常手形取引をしている場合に現金取引をした時代などに行われる売上代金の割引額であり、金融上の費用に該当します。売上控除科目ではありません。

営業外収益・費用と特別利益・損失

営業利益＋営業外利益－営業外費用＝経常利益

経常利益＋特別利益－特別損失＝税引前当期利益

営業外収益

会社の本業以外からの収益で毎期経常的に得るもの

- ◆ 受取利息・配当金（財テク収益）
- ◆ 有価証券売却益（短期保有の）
- ◆ 仕入割引
- ◆ 為替差益
- ◆ 雑収入（重要性に乏しいもの）他

営業外費用

会社の営業活動以外で発生した費用で毎期経常的に支出するもの

- ◆ 支払利息・割引料（金融費用）
- ◆ 売上割引
- ◆ 有価証券売却損（短期保有の）
- ◆ 為替差損
- ◆ 繰延資産の償却費
- ◆ 雑損失（重要性に乏しいもの）他

特別収益

期間外・臨時的（異常）に得た収益

- ◆ 固定資産売却益
- ◆ 有価証券売却益（長期保有の）
- ◆ 前期損益修正益 他

特別損失

期間外・臨時的（異常）に発生した損失

- ◆ 固定資産売却損
- ◆ 有価証券売却損（長期保有の）
- ◆ 前期損益修正損
- ◆ 災害損失
- ◆ 役員退職金支給額

34 受取利息

受取利息とは

主として事業用の**預貯金の利息や利子**、及び**有価証券や貸付金の利息**を計上する科目です。
源泉徴収された所得税・住民税の源泉所得税は原則として仮払い税金に一旦は計上し、決算時点にて租税公課で処理することも可能です。

仕訳例として

① 普通預金に源泉所得税20% (200円) を控除された利息金800円が入金された。

《借方》	普通預金	800	【貸方】	受取利息	1,000
	仮払税金	200			

② 3百万円の自動継続定期預金が満期になり、普通預金口座に源泉所得税20% (6千円) を控除された利息2万4千円が入金された。(元本は書換え)

【借方】	定期預金	3,000,000	【貸方】	定期預金	3,000,000
	普通預金	24,000		受取利息	30,000
	仮払税金	6,000			

おもな摘要 (取引内容・項目)

国債利息の受取額・社債利息の受取・定期預り金利息・定期積立金の償還差額・通知預金利息・普通預金利息・保険契約者への配当額・保証金利息の受取額・貸付金の利息・有価証券利息・郵便貯金(ゆうちょ銀行)の利息・金融債の利息・解約時に受取る利息・書換利息など

アドバイス

1. 原則として、利息の計算期間の経過に応じ収益を計上しますが、例外的に一般の会社については、一定の条件のもとで支払期日に収益計上することもできます。
2. 貸付金・預金・貯金又は有価証券(貸付金等)から生じる利子については、原則として、その利子の計算期間の経過に応じて収益に計上することが決められています。

◆ 例外的な取扱い

一般の会社が有するこれらの貸付金等から生ずる利息に付いて、

- ① その利息の支払期日が1年以内の期間ごとに到来するもの
- ② 継続して、その支払期日の事業年度で益金の額に算入している場合には、その計上が認められています。

35 受取配当

受取配当とは

株式や出資金に対する配当金・投資信託の収益分配金などを計上する科目です。

源泉徴収された所得税・住民税の源泉所得税は、原則として仮払い税金に一旦は計上し、決算時点にて租税公課で処理することも可能です。

仕訳例として

- ① 株主配当金50万円が源泉所得税（20%、10万円）を控除されて普通預金に振り込まれました。

【借方】	普通預金	400,000	【貸方】	受取配当	500,000
	仮払税金	100,000			

- ② 投資信託の収益分配金10万円が源泉所得税（20%、2万円）を控除されて普通預金に振り込まれた。

《借方》	普通預金	80,000	【貸方】	受取配当	100,000
	仮払税金	20,000			

おもな摘要（取引内容・項目）

収益分配金・出資配当金・みなし配当を受ける・株式の受取配当金・建設利息の配当金の受取・投資信託収益の分配金・特別分配金・配当金の受取額・中間配当金の利息・利益分配金の受取など

アドバイス

1. 個人事業者の受取配当は、事業収入とは切り離された固有の所得です。事業・商売とは別勘定になります。
2. 原則は、配当に関する決議があった日に計上しますが、継続適用を条件に、実際に受け取った日に計上してもよいことになっています。
3. 利益の配当等というのは、支払法人における課税済後の利益処分ですから、これに対して更に課税すると二重課税になることから、会社が受け取った配当の額のうち、一定の金額は益金に算入しないこととされています。

36 有価証券売却益

有価証券売却益とは

市場性のある短期保有の有価証券を売却したときに生じる**売買差益**を計上する科目です。

売却の際に発生した証券会社に支払う手数料は支払手数料として費用になりますが、売買委託手数料等に関しては、売却益と相殺することもできます。

仕訳例として

- ① 1株千円で購入した愛知自動車1万株のうち、半分の5千株を1株千五百円で売却するとともに、手数料10万円を現金で支払った。

《借方》	現金	5,400,000	【貸方】	有価証券	5,000,000
	支払手数料	100,000		有価証券売却益	500,000

- ② 売買目的で保有していた1株500円の株式1万円を1株550円で売却した。売買委託手数料は5万円でした。

《借方》	現金	5,450,000	【貸方】	有価証券	5,000,000
	支払手数料	50,000		有価証券売却益	500,000

おもな摘要（取引内容・項目）

株式の売却益・公債の売却益・国債の売却益・社債の売却益・出資証券の売却益・貸付信託受益証券の売却益・有価証券の売却益・地方債の売却益・転換社債の売却益・投資信託受益証券の売却益など

アドバイス

1. 売買目的で保有した有価証券の売却益は、営業外収益の部に計上しますが、投資目的で長期間保有した有価証券の売却益は、特別損益の部に投資有価証券売却益として計上します。
2. 売買目的の有価証券の評価は時価法により、それ以外の有価証券は原価法により評価しなければなりません。

◆ 有価証券の評価方法

会社が期末に有している有価証券の評価は、その保有目的に応じて「**売買目的有価証券**」「**満期保有目的等有価証券**」「**その他の有価証券**」に区分し、売買目的有価証券は時価法、満期保有目的等有価証券及びその他の有価証券は原価法により評価されます。

37 為替差益

為替差益とは

輸出入等の取引に伴う外貨建ての通貨や、外貨建債権・債務等を決済した場合、決算時に円換算した事により生じる為替差益を計上する科目です。

仕訳例として

- ① 1ドル100円で取得した米ドル1万ドルを決算時に円換算しました。決算時の為替レートは1\$ = 120円である。

【借方】	現金	200,000	【貸方】	為替差益	200,000
------	----	---------	------	------	---------

- ② 1ドル120円で外貨預金した10万ドル分の外貨定期を決算時に円換算した。為替レートは1\$ = 130円である。

【借方】	外貨預金	1,000,000	【貸方】	為替差益	1,000,000
------	------	-----------	------	------	-----------

- ③ 1年定期の外貨預金を10万ドル分を設定し、元利とも1\$ = 130円で為替予約をした。予約当日の為替レートは1\$ = 120円である。

《借方》	外貨預金	13,000,000	【貸方】	当座預金	12,000,000
				為替差益	1,000,000

- ④ ドル建てで輸入した商品5万ドルの代金を現金で決済した。輸入契約時の為替レートは1\$ = 130円、決算時の為替レートは1\$ = 120円高になっていた。

《借方》	買掛金	6,500,000	【貸方】	現金	6,000,000
				為替差益	500,000

おもな摘要（取引内容・項目）

為替の換算差益額・為替の決算差益・為替予約差益など

アドバイス

外国通貨や外貨建有価証券、外貨建債権・債務等を決算時に保有している場合は、原則として決算時の為替レートで円換算します。

為替予約を行った場合には、予約締結までの差額分を予約日の属する期に処理し、残額を決算日の属する期まで期間配分します。

38 雑収入

雑収入とは

その収入項目の金額が少ないなど重要性に乏しく、売上高や営業外収入等の他の勘定科目に該当するものがない場合に計上する科目です。

仕訳例として

① 製造途中で発生した作業くずを10万円（税込）で売却し、現金を受け取った。

【借方】	現金	100,000	【貸方】	雑収入	100,000
------	----	---------	------	-----	---------

② 古新聞・古雑誌等を3千円（税込）で売却し、代金は翌月に支払ってもらう予定。

【借方】	未収金	3,000	【貸方】	雑収入	3,000
------	-----	-------	------	-----	-------

③ 仕入先の材料間屋より、リベートとして1万円の現金を受領した。

【借方】	現金	10,000	【貸方】	雑収入	10,000
------	----	--------	------	-----	--------

おもな摘要（取引内容・項目）

保険金の受取・スクラップの売却代金・代理店手数料・立退料受取額・地代収入・駐車場の賃借収入・賃借収入・副産物の売却代金・損害賠償の受取・家賃収入・作業くずの売却代金・自動販売機の設置提供料・還付加算金の受取・現金の超過分・補助金の受取額・公衆電話の取扱手数料など

アドバイス

1. 本業以外の収入で、重要性のない場合（きわめて少額）は雑収入に計上します。
2. 受贈益のうち重要性のない場合は雑収入に計上することもできます。

39 支払利息割引料

支払利息割引料とは

事業を営むために借り入れした長期借入金や短期借入金の支払利息と、銀行で受取手形を割り引いた時の割引料、固定資産を割賦（分割）で購入したときの支払利子などを計上する科目です。

仕訳例として

- ① 今月分の長期借入金の利息12万円が普通預金から引き落とされた。

【借方】	支払利息割引料	120,000	【貸方】	普通預金	120,000
------	---------	---------	------	------	---------

- ② 銀行で100万円の受取手形を割引き、割引料3万円と取立手数料5千円を差し引き、現金で受け取った。

《借方》	現金	965,000	【貸方】	受取手形	1,000,000
	支払利息割引料	30,000			
	支払手数料	5,000			

おもな摘要（取引内容・項目）

借入金利息の支払額・手形書換利息・手形の取立手数料・手形割引料の支払額・利子割引料・ローンの支払利息・社内預金の支払利息・：預り金の支払利息など

アドバイス

- ◆ 短期借入金または、返済期間1年以内の借入金に対する利息は、借入時に一括費用計上ができますが、長期借入金に対する支払利息については、経過勘定になる場合があります。

注：経路勘定→前払費用には、支払家賃などのように、すでに代金などを支払って一旦、費用として計上したが、支払額のうち次期以降の期間に対応するものとして、費用を繰り述べたものです。前払費用はその期間が過ぎれば（次期になれば）費用となりますので「経過勘定」と呼ばれています。又、未払費用のなかにも、すでに当期において費用は発生しておりますが、代金などを支払っておらず、借りになっている分（費用額）です。未払費用は、すでに支払期限が到来（経過）しているにもかかわらず支払われていないので、これらも経過勘定になります。

40 為替差損

為替差損とは

輸出入などの取引に伴う外貨建の通貨や、外貨建債権・債務を決済した場合には、決算時に円換算した際に生じる為替差損を計上する科目です。

仕訳例として

- ① 1ドル120円で取得した米ドル1万ドルを決算時に円換算しました。決算時の為替レートは1\$ = 110円である。

【借方】	為替差損	100,000	【貸方】	現金	100,000
-------------	------	---------	-------------	----	---------

- ② ドル建てで輸入した商品5万ドルの代金を現金で決済しました。輸入契約時の為替レートは1\$ = 110円、決算時の為替レートは1\$ = 120円の円安になっていた。

【借方】	買掛金	5,500,000	【貸方】	現金	6,000,000
	為替差損	500,000			

- ③ 1ドル130円で外貨預金した10万ドル分の外貨定期を決算時に円換算した。為替レートは1\$ = 120円である。

【借方】	為替差損	1,000,000	【貸方】	現金	1,000,000
-------------	------	-----------	-------------	----	-----------

おもな摘要（取引内容・項目）

為替の換算差損・為替の決済差損・為替の予約換算差損など

アドバイス

外国通貨や外貨有価証券・外貨建債権・債務等を決算時に保有している場合には、原則として、決算時の為の為替レートで円換算します。

41 有価証券売却損

有価証券売却損とは

市場性のある短期保有の有価証券を売却した時に生じる売買差損を計上する科目です。売却の際に発生した証券会社に支払う売買委託手数料等も含めて計上することができます。

仕訳例として

- ① 先に千円で購入した愛知自動車1万株のうち半分の5千株を1株9百円売却するとともに、手数料10万円を現金で支払った。

【借方】	現金	4,400,000	【貸方】	有価証券	5,000,000
	有価証券売却損	600,000			

- ② 売買目的で保有していた1株5百円の株式1万株を1株4百円で売却した。売買委託手数料は5万円でした。

【借方】	現金	3,950,000	【貸方】	有価証券	5,000,000
	有価証券売却損	1,050,000			

おもな摘要（取引内容・項目）

貸付信託受益証券の売却損・公債の売却損・公社債投信の売却損・国債の売却損・社債の売却損・出資証券の売却損・地方債の売却損・転換社債の売却損・投資信託受益証券売却損など

アドバイス

売買目的で保有した有価証券の売却益は営業外収益の部に計上しますが、投資目的で長期間保有した有価証券の売却益は特別損失の部に投資有価証券売却損として計上します。

42 雑損失

雑損失とは

営業外費用の他の勘定科目に該当せず、また、**少額で重要性の乏しい項目（摘要）の金額**を計上する科目です。

仕訳例として

- ① 決算時に現金出納帳の金額よりも実際の有高が2万円少なく（不足）その原因が明らかにならなかった。

【借方】	雑損失	20,000	【貸方】	現金	20,000
-------------	-----	--------	-------------	----	--------

- ② 会社に泥棒が入り、金庫より現金10万円が盗難にあった。

【借方】	雑損失	100,000	【貸方】	現金	100,000
-------------	-----	---------	-------------	----	---------

- ③ 仕事中に商品を運ぶために路上に駐車したが、駐車違反で罰金1万円を徴収された。

【借方】	雑損失	10,000	【貸方】	現金	10,000
-------------	-----	--------	-------------	----	--------

おもな摘要（取引内容・項目）

交通違反罰則金・固定資産の除去損・現金の不足分・損害賠償金の支払・盗難による損失・補償金の支払い額・過料（科料）の支払額・固定資産の廃棄損・違約金の支払など

アドバイス

- 盗難などによる多額の現金不足については、警察に盗難届けを提出しておく必要があります。
- 税法では、法人の納付する罰金・科料などは損金に算入することはできません。

43 固定資産売却益

固定資産売却益とは

土地・建物や機械設備などの**固定資産**を売却したときに、帳簿価格との差額が発生する**売却益**を計上する科目です。

売却の際に発生した売買手数料や売買契約書の印紙代などの諸費用は売却益から差し引くことができます。

仕訳例として

- ① 帳簿価格50万円のプレス機械装置を63万円（税込）で売却し、代金は翌月支払いを受けることになった。

【借方】	未収金	630,000	【貸方】	機械装置	500,000
				固定資産売却益	130,000

- ② 帳簿価格2千万円の土地を3千万円で売却し、仲介手数料と売買契約書の印紙代の計120万円が差し引かれて普通預金に振り込まれた。

【借方】	普通預金	28,800,000	【貸方】	土地	20,000,000
				固定資産売却益	880,000

おもな摘要（取引内容・項目）

機械装置の売却益・工場の売却益・構築物の売却益・車両運搬具の下取益・設備売却益・装置売却益・建物の売却益・土地の売却益・自動車の売却益

アドバイス

1. 土地の譲渡益については、法人税の追加課税対象になります。
2. 売却の際に発生する手数料等の諸費用は売却益から差し引きます。

44 債務免除益

債務免除益とは

経営状態が極めて悪く財政に窮し、倒産の危機に瀕した時などに、取引先又は金融機関、役員などから受けた債務免除額を計上する科目です。

なお、通常の商取引による支払債務は2年で時効になり、時効による債務免除額もこの科目に計上します。

仕訳例として

- ① 経営不振により、資金繰りに詰まったので、社長からの短期借入金5百万円の債務免除を受けた。

【借方】	短期借入金	5,000,000	【貸方】	債務免除益	5,000,000
------	-------	-----------	------	-------	-----------

- ② 当社の経営不振に対して、取引先による債務者会議が開かれ、買掛金3百万円の債務免除を受けた。

【借方】	短期借入金	3,000,000	【貸方】	債務免除益	3,000,000
------	-------	-----------	------	-------	-----------

おもな摘要（取引内容・項目）

短期、長期借入金の債務免除・未払債務の免除・買掛金債務の免除など

アドバイス

少額で重要性の低いものは雑収入に計上することができます。

45 受贈益

受贈益とは

取引先又は第三者からサンプル商品・広告宣伝用の資産などを無償譲渡（ただで貰う）された場合や低額譲渡（時価より安く貰う）された場合に、時価との差額を計上する科目です。

仕訳例として

① サンプル商品30個（時価15万円）を仕入先の業者より無償で提供（贈与）された。

【借方】	仕入高	150,000	【貸方】	受贈益	150,000
------	-----	---------	------	-----	---------

② 飲料メーカーの社名とロゴの入った冷凍の陳列棚（100万円相当額）を飲料メーカーから30万円で購入し、代金は来月に支払う予定です

【借方】	什器備品	1,000,000	【貸方】	未払金	300,000
				受贈益	700,000

おもな摘要（取引内容・項目）

贈与商品・製品・陳列棚・ケースの受贈益・広告宣伝用資産の無料提供・自動車（商品名などを記載したもの）の低額提供

アドバイス

1. 広告宣伝用にメーカーの名前あどの入った自動車・陳列棚・冷蔵庫・商品ケースなどの受贈益は、以下の数式にあてはまるようであれば、計上する必要はありません。

$$(\text{贈与側の資産価格} \times 3 \text{分の} 2) - (\text{受贈側の支出額}) > 30 \text{万円}$$

その場合、購入価格がそのまま資産価格になります。

2. 広告宣伝用資産のうち、看板・ネオンサインなどは計上する必要はありません。

3. 少額で重要性の低いものは雑収入に計上することができます。

46 前期損益修正益

前期損益修正益とは

棚卸資産の計上漏れによる集計修正や、回収不能と判断した回収不能債権として処理済であった債権の今期における回収額など、前の期以前の決算で処理済であった金額の修正益を計上する科目です。

なお、前期損益修正益は、一般的に税務調査による否認事項を当期の決算において、遡及修正する場合に使う科目です。

仕訳例として

- ① 今回の棚卸で、前期の決算における商品（棚卸資産）20万円分が計上漏れしていることが判明した。

【借方】	期首商品棚卸高	200,000	【貸方】	前期損益修正益	200,000
------	---------	---------	------	---------	---------

- ② 回収不能債権として前期に貸倒損失として処理してしまった債権のうち30万円分を現金で回収できた。

【借方】	現金	300,000	【貸方】	前期損益修正益	300,000
------	----	---------	------	---------	---------

- ③ 税務調査により、前期の掛け売上高で10万円が未計上であることが指摘され修正した。

【借方】	売掛金	100,000	【貸方】	前期損益修正益	100,000
------	-----	---------	------	---------	---------

おもな摘要（取引内容・項目）

過年度売上高修正益・過年度会計修正益・棚卸資産の評価額修正益など

アドバイス

1. 金額的に少額で、重要性の低いものは雑収入で処理することもできます。
2. 固定資産などの減価償却超過額修正益は、減価償却費の計上済した分を「減価償却累計額」から減算して振り替え計上します。

47 固定資産売却損

固定資産売却損とは

土地・建物や機械設備などの固定資産を売却したときに、帳簿価格との差で発生する売却損を計上する科目です。

売却の際に発生した売買手数料や売買契約書の印紙代などの諸費用は売却損に含めて計上できます。

仕訳例として

- ① 帳簿価格50万円の機械装置を40万円（税込）で売却し、代金は二ヶ月後に支払いを受けることになった。

【直接法】

【借方】	未収金	400,000	【貸方】	機械装置	500,000
	固定資産売却損	100,000			

- ② 取得価格100万円、減価償却累計額60万円の車両運搬具を20万円で売却し、現金で受け取った。

【間接法】

【借方】	現金	200,000	【貸方】	車両運搬具	1,000,000
	減価償却累計額	600,000			
	固定資産売却損	200,000			

おもな摘要（取引内容・項目）

工場の売却損・構築物の売却損・機械の売却損・車両運搬具の売却損・自動車の売却損・ゴルフ会員権の売却損など

アドバイス

上記はいずれも有形固定資産ですが、無形固定資産として経営権・特許権・工業所有権などがあり、これらの資産を他に譲渡・移転などした場合、法人の帳簿価格が原価として認められ、譲渡等の対価がこの原価を下回るか、上回るかによって譲渡益または譲渡損が発生することが決定されます。

48 固定資産除却損

固定資産除却損とは

土地・建物や機械設備などの**固定資産を除却した時に、発生する損失**を計上する科目です。除却の際に発生した諸費用は除却損に含めて計上できます。

仕訳例として

- ① 帳簿価格50万円の機械装置をスクラップにし、廃棄処理費用10万円を業者に現金で支払った。

【直接法】

【借方】	固定資産除却損	500,000	【貸方】	機械装置	500,000
				現金	100,000

- ② 老朽化した工場（取得価格3千万円、減価償却累計額2千5百万円）を建て替えるために取り壊し、解体業者にその費用80万円を小切手で支払った。

【間接法】

【借方】	減価償却累計額	25,000,000	【貸方】	建 物	30,000,000
	固定資産除却損	5,800,000		当座預金	800,000

おもな摘要（取引内容・項目）

自動車の除却損・車両運搬具の除却損・機械装置の除却損・設備機器の除却損・建物の除却損・備品類の除却損・構築物の除却損など

アドバイス

有形資産などがその**利用価値が喪失・破損・減失（火災等）**した場合は、帳簿上除却することになります。

この場合、**帳簿上から除却することを除却損**といいます。これらのものが正常な処理であれば、問題ありません。

実際に建物等を解体せず、使用を中止したり、永久停止した場合などについても除却損として処理します。

49 前期損益修正損

前期損益修正損とは

棚卸資産の過大計上による集計修正や、売上高の過大計上による集計修正など前の期以前の決算で処理済であった金額の修正損を計上する科目です。

なお、前期損益修正損は、一般的に税務調査などによる否認項目を当期の決算において、遡及修正する場合に使う科目です。

仕訳例として

- ① 今回の棚卸で、前期の決算における商品（棚卸資産）30万円分が過大計上されていることが判った。

【借方】	前期損益修正損	300,000	【貸方】	期首商品棚卸高	300,000
------	---------	---------	------	---------	---------

- ② 前期に掛け売りし、売上高に計上済みの商品90万円に対して、10%の値引き要請を受けてそれに応じてしまい、81万円の現金支払いを受けた。

【借方】	前期損益修正損	90,000	【貸方】	売掛金	900,000
	現金	810,000			

おもな摘要（取引内容・項目）

過年度売上高修正損・過年度会計修正損・過年度減価償却不足額修正損・過年度棚卸資産修正損・過年度の売上値引・過年度の引当金修正損・棚卸資産の評価金額修正損など

アドバイス

金額的に少額で、重要性の低いものは雑損失で処理することもできます。

50 法人税・住民税及び事業税

法人税・住民税及び事業税とは

決算により支払額の確定した法人税・住民税及び事業税を計上する科目です。

仕訳例として

① 決算期末に当期の法人税100万円と住民税25万円を計上した。

【借方】	法人税等	1,250,000	【貸方】	未払法人税等	1,250,000
-------------	------	-----------	-------------	--------	-----------

② 決算期末に当期の法人税40万円と住民税12万円を計上したが、営業外収入に対する源泉所得税2万円を仮払税金に計上してある。

【借方】	法人税等	520,000	【貸方】	仮払税金	20,000
				未払法人税等	500,000

おもな摘要（取引内容・項目）

法人税・事業税・住民税など

アドバイス

1. 法人の場合は、利益額を課税標準として課す事業税は、この勘定科目に計上しますが、個人事業者の事業税は、租税公課に計上されることとなります。
2. 法人税及び法人の住民税は、税引前当期利益から控除しますので、実務上では、仮払処理後に期末に見積もった確定税額を損金処理します。

必要経費の早わかり

- ◇ 必要経費と勘定科目の設定とポイント
- ◇ 営業外収益・費用と特別利益・損失
- ◇ 各勘定科目のわかりやすい仕訳例題付

中小企業税務研究会

必要経費の早わかり

不 許
複 製

〒160-0023

東京都新宿区西新宿7丁目5番6号704号
新宿ダイカンプラザ756館

中小企業税務研究会本部事務局

発行所・印刷 有限会社ジェー・ビー・エル
東京都新宿区西新宿7丁目5番6号